

## 様式第3号（第6条関係）

# 誓約書

小山市個人向け太陽光発電設備等導入費補助金の申請にあたり、以下の項目について了承し、遵守することを誓います。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に違反した場合に、小山市個人向け太陽光発電設備等導入費補助金交付要綱第18条に基づき交付決定の取消し及び返還となる可能性があることについて承知しました。

- 本要綱第7条第2項の規定による、交付決定を受けた後に事業着手すること。  
（事業着手とは、契約締結日又は工事着工日のいずれか早いほうとなります。）
- FIT（固定価格買取制度）の認定またはFIP制度の認定を取得しないこと。
- 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号口に定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 導入予定設備は商用化され、導入実績があること。また、中古設備でないこと。
- 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること。
- 市税の滞納がないこと。
- 対象住宅に交付対象者以外の所有者（所有予定者を含む。）が存在する場合は、全ての所有者から対象設備を設置することにつき同意を得ていること。
- 申請する補助対象設備について、この要綱による補助金又は国庫補助金が原資となる他の補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けておらず、かつ、受ける見込みがないこと。
- 「小山市暴力団排除条例」に規定する暴力団または暴力団員ではないこと。
- 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分するときは適切に対応すること。
- 小山市個人向け太陽光発電設備等導入費補助金交付要綱の規定を遵守し、適切に事業を実施すること。また、万が一、補助金の交付決定の取消しに伴う補助金の返還や、財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく小山市の指示に従い返還、納付すること。

年 月 日 住所

氏名

（申請者本人が自署してください）